大陽日酸エンジニアリング株式会社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	本社	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する第七十七条第二項から第四項までに規定する	全都道府県	平成二十二年四月二十八日	
		東北支店	宮城県多賀城市栄三丁目一番二十五号				
		北関東支店	茨城県土浦市大字虫掛三千六百五十四番地				
		関東支店	神奈川県川崎市幸区塚越四丁目三百二十番地一	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第八十八条第四項において準用する第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定			
		中部支店	愛知県名古屋市緑区大高町字大根山二丁目百四番地				
		関西支店	大阪府大阪市西区靱本町二丁目四番十一号	コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十四条第四項において準用する第三十条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十二年四月二十日	
		中四国支店	広島県広島市中区江波南二丁目一番十号				
		九州支店	福岡県北九州市小倉北区東港二丁目三番一号				
川重ファシリテック株式会社	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	本社保安検査部	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第七十八条第四項において準用する第七十七条第二項から第四項までに規定する	全都道府県	平成二十二年四月三十日	
		東部保安検査センター	千葉県野田市吉春八百三十番地				
		西部保安検査センター	兵庫県加古郡播磨町新島八番地	特定施設の保安検査を行う者としての指定	全都道府県	平成二十二年四月二十八日	

○国土交通省告示第七百八十一号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十二年七月二十七日

国土交通大臣　前原　誠司

一　登録建築物調査機関の名称

株式会社オリエントサービス

二　住所

東京都杉並区上高井戸三丁目六番九号

三　代表者氏名

代表取締役　小澤　雅也

四　登録年月日

平成二十二年七月十四日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

株式会社オリエントサービス本社　東京都杉並区上高井戸三丁目六番九号

一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第八十八条第四項において準用する第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第百五十三号）第八十八条第四項において準用する第七十七条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第三十五条第四項において準用する第三十条第二項から第四項までに規定する特定施設の保安検査を行う者としての指定	茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県